

独立行政法人日本学生支援機構 日本語教育センターについて

運営費交付金の内、日本語教育センターに係る分
平成26年度概算要求額267百万円
(平成25年度予算額264百万円)

独立行政法人日本学生支援機構 日本語教育センターは、東京及び大阪に日本語教育センターを設置し、我が国の大学、大学院、高等専門学校等の高等教育機関に進学する外国人学生に対し、日本語及び高等教育を受けるために必要な基礎教科の教育を行うとともに、教材の開発、日本文化・日本事情等の理解を促進させる事業を実施することにより、国際親善の増進に寄与することを目的としている。

○沿革

東京日本語教育センター

昭和 10 年 12 月	外務省の外郭団体として創設(旧法人名:国際学友会)
昭和 11 年 2 月	日本語教室を開設
昭和 15 年 12 月	財団法人国際学友会として設立の許可(内閣情報局所管)
昭和 17 年 11 月	内閣情報局及び大東亜省の共管となる
昭和 18 年 1 月	国際学友会日本語学校設置
昭和 20 年 8 月	所管を外務省に移管
昭和 54 年 4 月	所管を文部省(当時)に移管
平成 16 年 4 月	(独)日本学生支援機構東京日本語教育センターとして設立

大阪日本語教育センター

昭和 31 年 6 月	外務大臣から財団法人関西国際学友会として設立の認可
昭和 31 年 9 月	関西国際学友会館を開館
昭和 42 年 10 月	日本語教室を開設
昭和 45 年 4 月	関西国際学友会日本語学校設置
昭和 54 年 4 月	所管を文部省(当時)に移管
平成 16 年 4 月	(独)日本学生支援機構大阪日本語教育センターとして設立

- 所在地 東京日本語教育センター: 〒169-0074 東京都新宿区北新宿 3-22-7
大阪日本語教育センター: 〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町 8-3-13

○コース別修業年限・入学定員

	修業年限	地域	課 程	入学定員	備 考
1 年コース	1 年	東京	進学課程	120 名	4 月入学 翌年 3 月修了
			大学院等 進学課程	60 名	
		大阪	進学課程	155 名	
1 年半コース	1 年半	東京	進学課程	60 名	10 月入学 翌々年 3 月修了
			大学院等 進学課程	40 名	
		大阪	進学課程	105 名	
合 計				540 名	

○ 課程・教科

課 程		対象学生	教 科
進学課程	理科系	大学等において自然科学系学科を専攻しようとする者	日本語、日本事情、数学、物理、化学、生物、情報、英語
	文科系	大学等において人文・社会科学系学科を専攻しようとする者	日本語、日本事情、数学、地理歴史・公民、英語
大学院等進学課程		大学院等に進もうとする者	日本語、日本事情、専門日本語、英語

国費外国人留学生制度について

参考 1

昭和29年度創設。今日まで世界約160か国・地域から合計約92,000人を超える留学生を受け入れ。

1. 国費外国人留学生の種類 –7つのプログラムで構成–

○大学院レベル

(1).研究留学生 (昭和29年度創設、国費留学生の約8割)

学部卒業以上で、日本の大学院において教育・研究指導を受ける者を対象。
渡日後6か月間の日本語予備教育を受講(相当の日本語能力を有する者、大学が予備教育の必要を認めない者は不要)後、大学院研究生又は正規課程において専門教育を受ける。
留学期間は原則2年以内又は大学院正規課程の標準修業年限以内。

(2).教員研修留学生 (昭和55年度創設)

海外の初等中等教育機関の現職教員等を対象。日本の教員養成系大学で研修を実施。
渡日後6か月間の日本語予備教育を受講し、その後、大学が提供する1年間の研修プログラムにより教育指導を受ける。
留学期間は予備教育を含めて1年6か月。

(3).ヤング・リーダーズ・プログラム(YLP)留学生 (平成13年度創設)

アジア諸国等の将来の国際・リーダーとして活躍が期待される若手の行政官等を招へい。日本に対する理解を深めることを通じて、世界各国の行政指導者等の人的・知的ネットワークを創り、我が国を含む諸外国の友好関係の構築、政策立案機能の向上に寄与することが目的。専門分野は行政、地方行政、医療行政、ビジネス、法律の5コース。すべて英語によるプログラム。受入大学より「修士」を授与。留学期間1年間。

○学部レベル

(4).学部留学生 (昭和29年度創設)

大学学部4年制(医歯獣薬は6年)に学ぶ留学生。進学前に日本において1年間の日本語を中心とした予備教育を受講後、大学学部に進学する。留学期間は予備教育を含め原則5年(医歯獣薬は7年)

(5).日本語・日本文化研修留学生 (昭和54年度創設)

自国の大学において、日本語、日本文化に関する分野を選考する学部学生を対象。
大学が提供する1年間の研修プログラムに従って教育指導を受ける。留学期間は1年間。

(6).高等専門学校留学生 (昭和57年度創設)

各国における中堅技術者の育成に協力することを目的とし、高等専門学校において教育指導を行う。
1年間の日本語を中心とした予備教育を受講後、高等専門学校の3年次に編入学。留学期間は原則4年間。

(7).専修学校留学生 (昭和57年度創設)

生活に密着した技能や専門的技術を習得するため、専修学校において教育指導を行う。
1年間の日本語を中心とした予備教育を受講後、専修学校の専門課程において2年間の教育指導を受ける。
留学期間は原則3年間。

2. 選考方法の種類

○海外から採用する場合

- ① 募集対象国の在外日本大使館等を通じて募集する**大使館推薦**
- ② 我が国の受入れ大学が大学間交流協定等により募集する**大学推薦**
- ③ その他(YLPにおける海外の公的推薦機関からの推薦、日韓理工系(学部)における相手国機関との共同選考によるもの)

○在日の私費留学生の中から国費外国人留学生に採用する**国内採用**

区分	海外からの採用			国内採用	
	大使館推薦	大学推薦	その他		
大学院	研究留学生	○	○	×	○(正規課程)
	教員研修留学生	○	×	×	×
	ヤング・リーダーズ・プログラム(YLP)留学生	×	×	○	×
学部	学部留学生	○	×	△	○(最終年次)
	日本語・日本文化研修留学生	○	○	×	×
高等専門学校留学生	○	×	×	×	×
専修学校留学生	○	×	×	×	×

(○印は、募集・選考を実施しているもの。×は募集・選考を実施していないもの。)

(学部留学生の△は、日韓共同理工系学部学生事業に限り相手国機関と日本政府とで共同選考しているもの。)

3. 大使館推薦による募集・選考の過程

区分	渡 日 前			在 日 中														
時期	3月	5~7月	10月	翌2月 (~7月)	翌3月 (9月)	翌4月 (10月)												
過程	募 集	→	第 一 次 選 考	→	第 二 次 選 考	→	採 用 通 知	→	入 国 手 続 き	→	渡 日	→	日 本 語 教 育	→	専 門 教 育			
担 当 機 関	外務省 (在外日本公館) 当該国政府・大学等	→	外務省 (在外日本公館) <small>が予備選考実施 (国により当該国)</small>	推薦	→	文部科学省 大学等と受入れ協議	→	文部科学省	→	外務省 (在外日本公館)	→	文部科学省	→	外務省 (在外日本公館)	→	指定日本語教育施設	→	大学等受入れ機関
内 容 等			書類審査 筆記試験 面接			書類選考 による 選考委員会				航空券送付 入国査証取得								

上記は、研究留学生、学部留学生、高等専門学校留学生、専修学校留学生の例(時期()は10月渡日の場合)

在外公館による一次選考の概要

1. 選考委員会の設置

在外公館関係者、学識経験者等により構成、一次選考(書類、筆記及び面接)の実施

2. 1次選考の実施

(1) 書類選考

・応募資格、最終出身大学(学校)等の学業成績、研究計画の適正性の確認及び卒業大学等からの推薦状等の精査

(2) 筆記試験

・各プログラム毎の筆記試験の実施、採点

(3) 面接試験

・志望動機、学習意志、協調性等の直接面接による人物考査

国費外国人留学生の第1次選考筆記試験(大使館推薦)

制 度	科 目	受験対象者	
学部留学生	日 本 語	全ての応募者	
	英 語		
	数 学	A文系	文科系志願者
		B理系	理科系志願者
理 科	物 理	理科系志願者のうち、専攻に関連のある 2科目を選択	
	化 学		
	生 物		
研究留学生	日 本 語※1	全ての応募者	
	英 語		
教員研修留学生	日 本 語	全ての応募者	
	英 語		
日本語・日本文化研修留学生	日 本 語	全ての応募者	
専修学校留学生	日 本 語	全ての応募者	
	英 語		
	数 学		
高等専門学校留学生	日 本 語	全ての応募者	
	英 語		
	数 学		
	物 理		
	化 学	専攻に関連のあるどちらか1科目を選択	

※1. 日本語試験は、あくまでも日本語でのコミュニケーション能力を確認するためのものであり、日本語能力不足の応募者には英語が一定の基準を満たせば足りるものとしている。

4. 各プログラムの待遇等

(平成25年度予算)

区分	研究留学生	教員研修留学生	学部留学生	日本語・日本文化研修留学生	高等専門学校留学生	専修学校留学生	ヤング・リーダーズ・プログラム(YLP)留学生
創設年度	昭和29年度	昭和55年度	昭和29年度	昭和54年度	昭和57年度	昭和57年度	平成13年度
レベル	大学院レベル		学部レベル				大学院レベル
資格	大学(学部)卒業以上の者	大学(学部)卒業以上程度の者	高等学校卒業程度の者	大学(学部)に在学中の者	高等学校卒業程度の者	高等学校卒業程度の者	大学(学部)卒業以上の者
年齢制限(採用時)	35歳未満		17歳以上22歳未満	18歳以上30歳未満	17歳以上22歳未満	17歳以上22歳未満	行政、地方行政、医療行政、法律は原則40歳未満 ビジネスは原則35歳未満
期間	日本語教育を含め2年以内	日本語教育を含め1年6か月以内	日本語教育を含め5年(医・歯・獣・薬(6年制)は7年)	1学年間	日本語教育を含め4年(商船学4年6か月)	日本語教育を含め3年	1年
日本語予備教育	半年(北海道大学等54大学) 日本語能力の十分な者は直接入学		1年(東京外国語大学、大阪大学)	なし	1年(JASSO東京日本語教育センター)	1年(文化外国語専門学校、JASSO大阪日本語教育センター)	なし
専門教育	大学院で専門分野を専攻	教員養成学部で特別研修	学部教育	日本語又は日本事情の特別研修	高専3年次に編入学	専修学校専門課程教育	大学院修士課程
募集対象国・地域	世界各国(168か国・地域)	開発途上国等(64か国)	開発途上国等(100か国・地域)	世界各国(74か国・地域)	開発途上国等(40か国・地域)	開発途上国等(49か国・地域)	開発途上国等(27か国)
新規受入人数(延長採用含む)	4,110人	100人	460人	200人	90人	110人	80人
奨学金	月額:非正規生143,000円、修士課程144,000円、博士課程145,000円		月額117,000円				月額242,000円
	(地域により月額2,000円又は3,000円の加算あり)						
授業料	国立大学法人及び高専機構は不徴収、公私立は文部科学省負担※						
渡航旅費等	往復渡航運賃(航空券)支給						

※大学推薦により採用された者の授業料は、大学負担となる。

5. 採用実績等

(1) プログラム別国費外国人留学生数

(平成24年5月1日現在)

プログラム	留学生数(%)
研究留学生	6,871(80.0%)
教員研修留学生	92(1.1%)
ヤング・リーダーズ・プログラム(YLP)留学生	69(0.8%)
学部留学生	890(10.4%)
日本語・日本文化研修留学生	268(3.1%)
高等専門学校留学生	247(2.9%)
専修学校留学生	151(1.7%)
合計	8,588(100%)

(2) 出身国別国費外国人留学生数

(平成24年5月1日現在)

国・地域名	留学生数(%)
中国	1,411(16.4%)
韓国	848(9.9%)
インドネシア	609(7.1%)
タイ	572(6.7%)
ベトナム	556(6.5%)
バングラデシュ	328(3.8%)
モンゴル	251(2.9%)
フィリピン	205(2.4%)
インド	190(2.2%)
ブラジル	171(2.0%)
その他	3,447(40.1%)
合計	8,588(100%)

(3) プログラム別選考方法別外国人留学生数(平成24年5月1日現在)

プログラム	大使館推薦	大学推薦	国内採用	その他の方法	合計
研究留学生	3,693	2,677	501	0	6,871
教員研修留学生	92	0	0	0	92
学部留学生	666	25	3	0	694
日本語・日本文化研修留学生	209	59	0	0	268
高等専門学校留学生	247	0	0	0	247
専修学校留学生	151	0	0	0	151
ヤングリーダーズプログラム	0	0	0	69	69
日韓共同理工系学部留学生	0	0	0	196	196
合計	5,058	2,761	504	265	8,588

(4)分野国費外国人留学生数

(平成24年5月1日現在)

専攻分野名	人数	うち研究留学生			
		大使館推薦	大学推薦	国内採用	計
人文科学	1,177	642	89	44	775
社会科学	1,200	579	225	118	922
理学	442	178	185	22	385
工学	3,115	1,024	1,236	141	2,401
農学	684	317	325	34	676
保健	692	343	277	45	665
家政	24	9	4	1	14
教育	277	77	37	25	139
芸術	106	84	7	2	93
その他	871	440	292	69	801
計	8,588	3,693	2,677	501	6,871

(5)プログラム別選考方法別国費留学生採用者数

(平成24年度実績)

	大使館推薦	大学推薦	国内採用	その他	合計
研究留学生	756	985	169	0	1,910
中国赴日留学生(研究)	0	0	0	109	109
教員研修留学生	145	0	0	0	145
学部留学生	115	46	0	0	161
日本語日本文化研修留学生	314	154	0	0	468
高等専門学校留学生	52	0	0	0	52
専修学校留学生	58	0	0	0	58
ヤングリーダーズプログラム	0	0	0	76	76
日韓共同理工系学部留学生	0	0	0	50	50
合計	1,440	1,185	169	235	3,029

(6)国費外国人留学生数推移(各年5月1日現在)

年度	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
学生数	9,923	10,168	10,349	9,396	8,588

国際交流・協力推進費:(平成25年度予算)

外国人留学生等に必要経費

国費外国人留学生制度

政府開発援助外国人留学生給与

16,704,469千円

政府開発援助外国人留学生招致及び

帰国旅費 855,409千円

政府開発援助外国人留学生教育費

1,147,797千円

計 18,707,675千円

日韓共同理工系学部留学生事業の概要

1 事業発足の経緯

- (1) 1998年(平成10年)10月に、日韓両国首脳(小渕首相、金大中大統領(当時))により発表された日韓共同宣言「21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ」及び同附属書において政府間の留学生や青少年の交流プログラムの充実を提言。
- (2) 2000年(平成12年)3月に、当時の中曽根文部大臣が戦後初めて文部大臣として韓国を訪問し、文(ムン)韓国教育部長官と会談を行い、日韓共同宣言に基づく新たな留学生事業として、日本の大学の理工系学部(部)に韓国人留学生1,000名を受け入れることを表明。(100名で受け入れを開始し、2010年度(平成22年度)を目途に10年間合計で1,000名)
- (3) 2008年(平成20年)12月、日韓首脳会談(麻生首相、李明博大統領)において、第1次事業に引き続き第2次事業の実施について合意がなされ、翌2009年(平成21年)に平成22年から平成31年までの10年間で、1,000名受入れることを目標とした第2次事業が開始された。

2 事業概要

- (1) 韓国における先端技術の更なる高度化の促進を図るため、前途有為な学生(高等学校卒業者)を我が国の大学の理工系学部(4年制)に受入れ。
- (2) 学部入学前に、日本留学に必要な予備教育(日本語及び専門科目の実施)を、前半期(6か月間)を韓国内で、後半期(6か月間)を日本の受入れ大学の留学生センターで実施。
- (3) 選考は、韓国側が募集した上位750名について日本側が筆記試験を実施し、成績上位者については、両国の学識経験者による面接を経て、最終合格者約100名を決定。
- (4) 受入れ大学は、合格者の希望分野等を勘案し、文部科学省が決定。
(東京大学、京都大学、名古屋大学など、理工系学部ならびに留学生センターを有する39国立大学(2013年4月現在))
- (5) 本事業に必要な経費は、原則として日本及び韓国相互による折半。

3 試験から学部教育までの流れ・各年度の採用人数

- | | | | | |
|---|--------|--------------|---|----------------------------------|
| ① | 8月～11月 | 文部科学省による選抜試験 | ／ | 各大学へ配置 |
| ② | 3月～8月 | 前半期予備教育(韓国) | | |
| ③ | 10月 | 渡日 | ／ | 10月～3月後半期予備教育
(各配置大学の留学生センター) |
| ④ | 4月 | 学部教育開始 | | |

中国赴日本国留学生について

1 経緯

- (1) 1978年（昭和53年）7月、中国政府は、同国の近代化の一環として、自国の経費負担により、我が国等への留学生の派遣を行う意向を発表した。文部省（当時）は、これに積極的に応えることとし、1979年（昭和54年）より中国政府からの派遣希望のあった留学生の予備教育及び大学配置等に協力を行ってきた。
- (2) その後、日本国文部科学大臣と中華人民共和国教育部長との日中教育交流に関する会談に基づき本事業を実施することとしており、最近では2012年（平成24年）5月に日本で行われた平野文部科学大臣と袁貴仁教育部長との会談で、「日中教育交流5カ年計画（2012年～2016年）」について合意し、これに基づき本事業を実施している。
- (3) 予備教育については、吉林省長春市の東北師範大学内中国赴日本国留学生予備学校において、10ヶ月間の基礎的な日本語をはじめとする日本留学に必要な日本語予備教育を行っている。
- (4) 派遣される留学生は、当初は学部留学生及び進修生（大学院研究生）であったが、中国側の要請により徐々に在学段階が引き上げられ、2007年（平成19年）からは進学博士（修士課程修了者）を日本の大学院で受け入れている。

2 現状

(1) 赴日留学生予備学校

中国政府は日本への留学生派遣方針に基づき、1979年に吉林省長春市の東北師範大学内に赴日留学生予備学校を設置した。予備学校の設置自体は大学から独立した中国教育部直轄の機関である。

中国政府が委託した東北師範大学の教員が教育指導を行っており、施設は東北師範大学の浄月校区（2001年11月に移転）にある。

(2) 予備教育実施体制

2007年より、進学博士（博士課程進学者）を対象として、10ヶ月間の予備教育を以下のとおり実施している。

- ア. 予備期…中国人教員による基礎日本語教育（10月開始）
- イ. 前期…日本側派遣の日本人教員と中国人教員による基礎日本語教育
- ウ. 後期…日本側派遣の日本人教員による専門日本語教育（8月末終了）

(3) 学生数

進学博士（博士課程進学者） 110名

(4) 日本側教員の派遣

前期から派遣する東京外国語大学の教員（団長ほか2名）と日本学生支援機構日本語教育センターの教員（3名）は、基礎日本語を担当する。

後期から派遣する東京工業大学等の教員（11名）は、専門日本語（専門分野で必要な日本語）を担当する。

（参考）中国赴日留学生の実績推移（過去10年）（単位 人）

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	制度開始からの累計
進学博士	48	48	27	46	47	110	107	102	102	107	106	1,516
修了博士	53	50	3	57	63	0	0	0	0	0	0	544
合計	101	98	30	103	110	110	107	102	103	107	106	2,060

マレーシア政府派遣留学生に対する予備教育について

- (1) 昭和56年11月、マレーシア政府よりマハティール政権の下で提唱された東方政策（Look East Policy）に基づき、日本政府に対してマレーシアの人材養成への協力要請あり。昭和58年度から予備教育の教科教育のための現地教員派遣に協力。
- (2) 学部留学生については、マレーシア国内の中等教育（修業年数は初等教育を含め11年）を修了したマレー系学生が現地で2年間の予備教育を受け、日本留学試験の基準を満たした場合、我が国の大学学部1年次に入学。
- (3) 高等専門学校留学生については、現地での2年間の予備教育後、文部科学省試験に合格した学生を我が国の高専3年次へ受入れ。
- (4) 予備教育については、学部留学生がマラヤ大学予備教育部日本留学特別コース、高等専門学校留学生がマラ工科大学国際教育センター高専予備教育コースで実施。また、平成16年度（平成18年4月渡日）以降、帝京マレーシア日本語学院においても学部留学生の予備教育を一部受入れ、マラヤ大学と同様に日本留学に際して配置協議等の便宜を図ることとしている。

（参考）マレーシア政府派遣留学生の実績推移（過去10年）（単位：人）

（学部）

期	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	制度開始 からの累計
渡日年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
留学生数	149	147	172	182	154	168	165	130	158	123	126	3,624
予備教員(年度)	13/14	14/15	15/16	16/17	17/18	18/19	19/20	20/21	21/22	22/23	23/24	-
派遣教員数	16	16	19	19	19	20	20	20	18	17	17	-

（高専）

期	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	制度開始 からの累計
渡日年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
留学生数	56	69	79	61	71	76	74	72	71	58	39	1,762

※平成11年度のプログラム中断後は教員を派遣していない

教育関係共同利用拠点制度について

《制度の趣旨》

多様化する社会と学生のニーズに応えるべく、各大学において、それぞれの教育理念に基づいて機能別分化を図り、個性化・特色化を進めながら教育研究活動を展開していくことが重要。

質の高い教育を提供していくためには、個々の大学の取組だけでは限界があるため、他大学との連携を強化し、各大学の有する人的・物的資源の共同利用等の有効活用を推進することにより、大学教育全体として多様かつ高度な教育を展開していくことが必要不可欠。

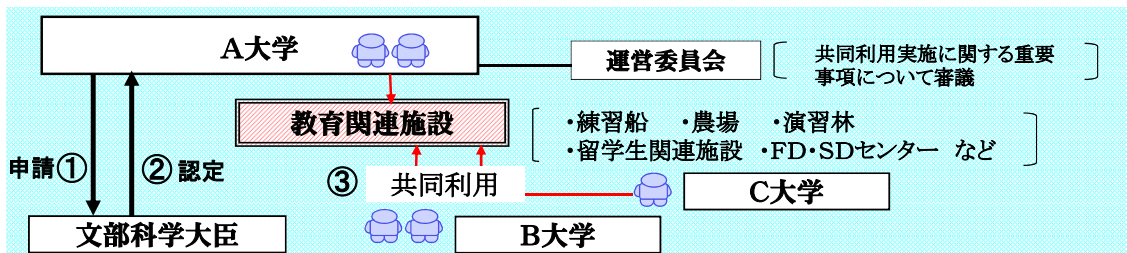
大学の教育関連施設の共同利用の促進を図るための制度を創設し(「教育関係共同利用拠点」。21年9月より施行*)、大学間連携を図る取組を一層推進。

*「学校教育法施行規則(第143条の2)」、「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」(学術研究分野については、平成20年に「共同利用・共同研究拠点」を既に制度化)

《制度の概要》

大学における教育に係る施設で、当該施設が大学教育の充実に特に資するものについて、大学から申請を受けた後、審査の上で、文部科学大臣が教育関係共同利用拠点として認定。

大学は認定を受けた施設を他の大学の利用に供することができる。



【認定基準】

- 学生に対する教育、学生の修学等の支援、教育内容及び方法の改善等に係る機能を有する施設で、大学教育の充実に特に資すると認められるものであること
- 共同利用実施に関する重要事項について審議する委員会を置くこと
- 利用する大学を広く募集するものであること
- 相当数の大学の利用が見込まれること
- 共同利用拠点に関する情報提供を広く行うものであること
- 共同利用に必要な設備・資料等を備えていること
- など

教育関係共同利用 認定拠点一覧

拠点類型	大学名	施設名	拠点名	認定時期
日本語教育センター	筑波大学	留学生センター	日本語・日本事情遠隔教育拠点	H22.4
	大阪大学	日本語日本文化教育センター	日本語・日本文化教育研修共同利用拠点	H23.4
	東京外国語大学	留学生日本語教育センター	日本語教育・教材開発・実践教育研修・共同利用拠点	H24.7